

○厚生労働省告示第百八十三号

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第二号の規定に基づき、居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスを提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条第三号から第五号まで、第七号から第十号まで、第十二号から第十五号まで、第十七号及び第十九号から第二十二号までに掲げる者とする。